

正当防衛の知識を身に付けて適切な不審者対策を
～利用者と法人、自分自身を守るために～

1. はじめに

「職員が犯人を殺してしまった」

「命が奪われる現場での行動」ということをイメージ

2. 検討事項

①利用者の安全を守り、法人の存立も守れる行動とはどのようなものか

②利用者が危険にさらされた時に何ができるか

⇒これらには**正当防衛**の理解が必要不可欠

3. 刑法における正当防衛とは

刑法第36条第1項

「急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。」

第2項

「防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。」

正当防衛の要件

- 1 急迫性の侵害
- 2 その侵害が不正であること（不法行為であること）
- 3 自己または他人の権利防衛
- 4 必要性、相当性
- 5 防衛の意思

4. 過去の判例から

①勘違い騎士道事件

第三者が、女性が男性から暴行を受けていると勘違いしてその男性を死亡させてしまった事件。

イギリス人男性：身長180センチ、体重80キロ、空手三段、居合道三段、杖道二段、柔道一級、英語教師。

被害者男性：身長160センチ、体重60キロ、格闘技経験なし

⇒「誤想防衛」と「過剰防衛」

②急迫性の断絶

「AはBから暴行を受けたが、Bが体制をくずしたところに反撃を加えた。Bはその反撃により倒れて意識を失ったが、Aはさらに攻撃を加え、最終的にBは第一反撃が原因で死に至った。」

〈例〉相手方の暴行⇒①反撃⇒相手方の戦意喪失（急迫性の断絶）⇒②再攻撃

ポイント⇒②の再攻撃は減輕や免除の対象とすらならない

③西船橋事件

ホームで酔っ払いに絡まれた女性が男性を突き飛ばし、男性が列車に引かれて死亡した事例。

女性が受けた侵害に対して突き飛ばすという行為には正当性があり、死亡したという結果は突き飛ばした本人も想定できなかった偶然の出来事であったと認定された。

④自招侵害

「Aが路上で口論となったBの顔を殴って逃げたが、自転車で追いかけてきたBに背後から殴り返され転倒してしまい、起き上がった直後に持っていた特殊警棒でBに暴行を加え、約3週間のけがを負わせた。」

「武器対等の原則」

⑤ケースバイケース

「武器の有無」、「体格」、「性別」、「格闘技経験の有無」等
実際の流れ 警察から逮捕、書類送検⇒不起訴、無罪

5. 実際に想定されるケースとその対策

①不審者を利用者から遠ざける（逃がす）

②自分自身も遠ざかる（逃げる）

③応援要請、警察要請

⇒が、できない時は…？

正当防衛の知識を活かす

「積極的加害意志」、「急迫性の断絶」、そして「躊躇しないこと」

6. 過去の事件での批判から考える

①犯人は自動車で附属池田小学校南側正門前に至ったが、同所の門が閉まっていたことから、同所から離れた自動車専用門に至り、開いていた同小学校専用門の前に自動車を止め、出刃包丁及び文化包丁の入った緑色ビニール袋を持って、同専用門から同小学校敷地内に立ち入った。2年南組の担任教員は、体育館の横で、犯人とすれ違い軽く会釈をしたが、犯人の行く先を確認せず、不審者という認識を抱けなかった。

⇒もしここで声をかけることができたなら・・・？

②2年南組の教室は不在、犯人は5名の児童を殺傷し、その後西組に侵入。犯人に気付いた、2年西組の担任教員は、悲鳴をあげ、校内放送を用いて誰かに知らせようとしたが、使用を停止した。その後、同教員は、犯人が児童に向かって包丁を突き刺すのを見たが、児童の避難誘導をせず、警察へ通報するため廊下側前のドアから出て事務室に向かって廊下を走った。途中、同教員は、廊下で倒れて苦しんでいる児童を見たが、そのまま事務室に飛び込み、110番に通報した。同教員は、事務室にて110番に通報した際、警察に事件の詳細を聞かれ、対応に時間がかかった(約8分間)。そのため、警察が救急車を要請したのは、通報を始めてから5分後であった。

⇒パニック場面での躊躇が最悪の結果をもたらしてしまう。(番号まで押したのに…)

③その後犯人は1年南組教室内に児童の姿を認め、同教室テラス側出入口から同教室内に入った。それまでの間、3名の教員が1年南組の横を通過したにもかかわらず、1年南組にいた児童に危険を知らせ、避難するように声かけできていなかった。犯人は担任教員不在の1年南組教室内に入り、出刃包丁で3名の児童を突き刺し又は切り付けた。さらに、別の児童1名を同教室テラス側前方に追い詰め出刃包丁で突き刺した際、駆けつけた2年南組の担任教員に背後から出刃包丁を持っている右腕をつかまれたが、同教員目掛けて出刃包丁で切り付け、引き続き倒れている同児童を突き刺した。

⇒避難誘導していれば確実に救えた命があった。

④死亡した8名の児童は即死ではなく、救命活動の遅れが死因に直結する失血死である。児童に対する組織的な避難誘導、救命活動、搬送処置が行えず、被害を最小限に食い止めることができなかった。負傷児童の氏名、場所、人数、負傷の程度の確認など、学校全体としての状況把握ができず、救急車

に付き添うよう申し出た教員もいたが、管理職や教務主任は、混乱の中で事件の全容をつかめず、負傷児童の搬送に、ほとんどの教員が付き添うことができず、また、保護者への児童の搬送先病院の連絡が大きく遅れてしまった。そのため、事件直後、ある死亡児童の保護者は早い段階で来校したにもかかわらず、学校内で負傷していた児童に会うことができず、自力で探し回った病院で既に死亡した我が子と対面することとなった。

⇒救命活動していれば救えた可能性のある命があった。

「今後の附属学校における安全管理の基本的な考え方⇒被害の拡大を防ぐための対応策」

- 子どもにとるべき行動を具体的に指示する（動く方向等）
 - 他の教職員へ緊急状況を知らせるための大声を出す
 - 窓ガラスに椅子等を投げつけて大きな音を出し危急を知らせる
 - 犯人には椅子等を投げつけたり、机や椅子を犯人の方に押し集めて動きを封じたり、手元にもてる物（箒やモップ等）があればそれに対応する
 - わざわざ遠くまで移動して攻撃力の低い道具で対抗しようとするのは得策ではない
 - 防犯用ベルや防犯用ブザーを鳴らして危急を知らせる
 - 犯人と子どもとの間隔を少しでも広げ、教員は子どもの場から離れずにいるように、あらゆる対応策で努力する
- ⇒「正当防衛や犯人を行動不能にすること」については決して言及されない。

7. その他

盗犯等の防止及び処分に関する法律（第一条）

- (1)盗犯を防止しようとするとき、または盗品を取り戻そうとするとき
- (2)凶器を持ったり門や塀を乗り越えたりあるいは鍵をこわしたりして、人の住居などに侵入する者を防止しようとするとき
- (3)ゆえなく人の住居などに侵入した者、または要求を受けても人の住居などから退去しない者を排斥しようとするとき

⇒不審者に対してはより広く正当防衛を認められやすい

8. 正当防衛のまとめ

やりすぎはダメ

9. 正当防衛の知識をふまえたリスクマネジメント

狼狽、利用者の命、研修

⇒世論を味方につける正義の行為を意識する

10. 防犯器具を考える

本当にさすまただけで十分なのか？

「さすまた」

メリット

- ・相手を傷つけない
- ・物理的攻撃
- ・相手を威嚇できる

デメリット

- ・女性には不向き
- ・最低でも2本及び2人必要
- ・相手を警戒させる
- ・持ち運びづらい

「防犯スプレー」(製品による)

メリット

- ・一瞬で行動不能にできる可能性
- ・遠距離攻撃可能
- ・携帯可能
- ・後遺症が残らない

デメリット

- ・ガスマスクには効果なし
- ・周囲に影響あり
- ・有効期限あり
- ・相手にバレづらい

〈参考〉津久井やまゆり園の事件

- ・犯人は元職員であり、やまゆり園の事情を把握していた
- ・施設は犯人の襲撃をある程度予測していた
- ・犯人の目的は職員ではなく利用者であった

「備えあれば憂いなし」、「どの防犯器具も訓練が必要」

11. 訓練参考動画

イオン防犯訓練

<https://www.youtube.com/watch?v=pw7E6TtLtHM>

【沖縄・北中城】イオンモール沖縄ライカム 無差別殺傷事案対処訓練

<https://www.youtube.com/watch?v=vK5lB91rihs>

12. 施設内での検討

- ①施設の種別
- ②施設の規模
- ③営業時間等
- ④職員の配置
- ⑤設置してある防犯器具及び場所→「施設に設置してあるものを共有する」
- ⑥防犯カメラの有無及び位置
- ⑦侵入口の把握

13. おわりに

「正は不正に譲歩する必要はない」

利用者の命は負担ではなく勇気